

大阪急性期・総合医療センターにおける
競争的研究費等に関するコンプライアンス教育及び啓発活動実施計画

令和3年 11 月 24 日策定

令和4年 10 月4日改訂

統括管理責任者

地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪急性期・総合医療センター(以下「当センター」という。)では、「大阪急性期・総合医療センターにおける公的研究費等の取扱いに関する規程」(以下「取扱規程」という。)第5条に規定するコンプライアンス教育及び啓発活動の具体的な計画(以下「実施計画」という。)を以下のとおり策定し、実施計画に基づきコンプライアンス教育及び啓発活動を実施するものとする。

区分	コンプライアンス教育	啓発活動
対象	競争的研究費等の運営及び管理に関わる構成員 (1) 当センターにおいて、研究活動に従事する研究者 (2) 研究者の研究活動を支援する者	全ての構成員
目的	競争的研究費等の使用ルールやそれに伴う責任、どのような行為が不正にあたるのか等を理解し、意識を高める	不正を起こさせない組織風土を形成するために、構成員の意識の向上と浸透を図る
実施内容、方法、頻度	(1) 対象者への講習会、e-learning等による教育の実施 (毎年度、出来るだけ早い時期に1回以上) (2) e-learning 等による競争的研究費等の取扱いに関する理解度調査の実施	(1) 広報誌を活用した啓発活動の実施(年3回以上) (2) メール送付による啓発活動の実施(年1回以上) (3) 院内 OA での啓発資料の掲載(随時) (4) 掲示板等への啓発資料の掲示(随時)